

第39回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事概要

1. 開催年月日 令和3年7月30日(金)
2. 時 間 午後6時00分～午後7時25分
3. 場 所 全員協議会室
4. 出席者 市長・副市長・教育長・企画部長・総務部長・市民生活部長・
環境経済部長・都市整備部長・福祉部長・こども支援部長・
健康推進部長・危機管理監・上下水道部長・議会事務局長・
教育部長・入間消防署長
5. 事務局 秘書課 田口参事兼課長
広報課 林田課長
人事課 荻野参事兼課長
危機管理課 藤田課長、根本主幹、川村主査
昼間健康推進部次長
中村健康福祉センター所長
地域保健課 吉川主幹
健康管理課 須田課長、吉田主幹

6. 議事概要

(1) 国内及び県内の発生状況について（資料1参照）

- ・7月29日現在の感染状況

国内 888,822人 県内 55,055人 市内 789人

(2) 緊急事態宣言の内容について

- ・新たに埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府に対して、8月2日から8月31日までの間、「緊急事態宣言」が発出される。既に、宣言が発出されている東京都、沖縄県についても、緊急事態宣言の期間が8月31日まで延長される。
- ・本日、午後6時30分開会の県対策本部会議で検討される主な措置内容については、事前の情報によると、次のとおりである。
 - ① 県主催のイベント等及び県有施設の取扱いについては変更なし
 - ② 飲食店には、酒類の提供を終日自粛を要請
 - ③ 商業施設等の営業時間は午後8時まで
 - ④ 県民に対して、不要不急の外出の自粛、特に午後8時以降の外出を控える

(3) 緊急事態宣言発出に伴う市の対応について

- ① 市が管理する屋内及び屋外施設の利用について

- ・市民生活への影響に配慮した上で最小限の施設利用とする。
 - ・緊急事態宣言期間中における施設利用にかかる新規予約は受けない。
 - ・施設の利用時間は最長で午後 8 時までとし、感染症拡大予防への効果、市民の利用実態を踏まえ施設の種別ごと設定する。なお、利用許可区分により利用時間が短縮される場合も使用料等の返金を行わない。
 - ・既に予約済みのものについては、利用時間、人数等に配慮の上、感染症拡大防止対策の徹底を条件に利用を認める。ただし、感染症拡大防止の観点から施設利用を取りやめる場合は、利用の取消しや変更を認め、その場合、使用料等は返金できるものとする。
 - ・施設の利用時間における飲食、シャワーなど感染の恐れが高まる利用は中止する。
 - ・9 月以降の施設の利用予約は、今後の状況により利用が取り消される可能性があることを説明した上で受け付ける。
 - ・学校開放事業については上記と同様の対応に加え、土日の利用を停止する。
- ② 市主催もしくは市が関連するイベント等の開催について
- ・イベント等は極力中止または延期する方向で調整を図る。
 - ・中止もしくは延期が困難なイベント等においては、開催にあたり主催者側で徹底した感染防止対策を行うことを条件とする。
- ③ 小中学校の運営について
- ・休校はしない。ただし、可能な限り児童生徒の登校を伴う活動を控える。
 - ・中学校の部活動は、縮小に努める。
- ④ 保育所、学童保育室の運営について
- ・休所、休室はしない。
 - ・感染症拡大予防の観点から家庭内保育を推奨する。
- ⑤ 高齢者、障害者等の福祉施設（入所・通所施設）の運営について
- ・施設に対して運営を自粛する要請は行わない。
- ⑥ 職員の勤務体制について
- ・在宅勤務の活用及び休暇制度の活用などを通し、職員の出勤率の低減に努める。
 - ・時間外勤務は原則午後 8 時までとし、夜間の外出は控えること。

(4) その他

※各部長からの報告等

- ・昨日時点での入間第一ホテルの宿泊療養者は 38 人、県内 11 の宿泊療養施設全体では 583 人と増加傾向にある。なお、県は宿泊療養施設の拡充について検討している。